

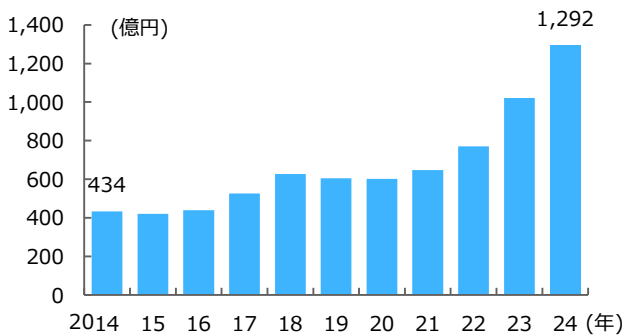
《税・社会保障改革シリーズ No.70》

相続人がいないため国庫帰属となる相続財産は約1,300億円

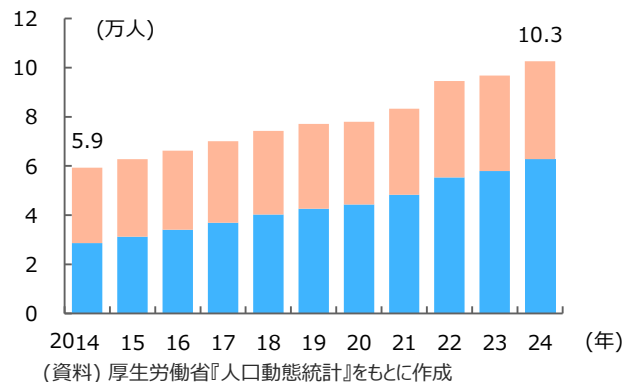
—相続人が不在の場合に死後の清算に備える仕組みの構築が急務—

- (1) 相続人がいない、あるいは相続人の存在が明らかでない場合、わが国の相続法制では、裁判所が相続財産清算人を選任し、亡くなった方の最後の家賃や医療費などの債務を清算したうえで、残った財産を国庫に帰属させることとなっている。2024年に、相続人不存在により国庫帰属になった金銭等は1,292億円に上った。これは10年前の約3倍にあたり、とりわけ近年は毎年3割前後のペースで増加（図表1）。
- (2) 背景には、親族がいない人の増加がある。65歳以上で亡くなった人のうち、未婚だった人の数は10万人を超え、10年前に比べて1.7倍に増加（図表2）。男性は2.2倍と伸び率が大きい。
- (3) 親族がいない人の死亡時に、自治体、家主や不動産管理会社、医療・介護事業者などが手分けして対応している。自治体は、引き取り手のない遺体を火葬する責務があるが、2023年に親族等に引き取られず自治体が火葬対応した死亡者は42,000人と推計され、これは同年の死亡者総数の2.7%に相当する。引き取り手のない死亡者への自治体の対応は増加傾向にある（図表3）。
- (4) 引き取り手のない遺体の火葬費用は多くの場合、公費負担となるほか、家賃や家財処分費用、医療費・介護費は相続人不存在等の場合には、回収手続きの事務負担のほうが大きいと判断され、未収金となる場合も多い。今後、親族がいない人の増加が見込まれるなか、死後の清算の費用を予め預けておくなどの仕組みを導入することで、身寄りのない高齢者とかかわる事業者等が未収のリスクを負わない環境整備が求められる（図表4）。

（図表1）相続人不存在により国庫帰属となった金銭等

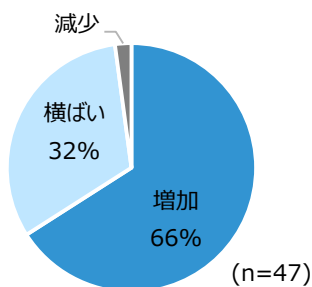


（図表2）65歳以上の死亡者のうち未婚者の数



（図表3）引き取り手のない死亡者の発生傾向

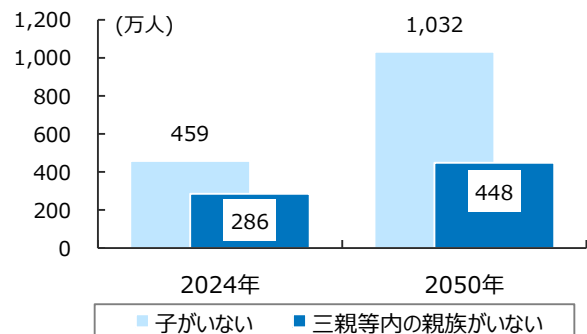
（墓地埋葬法による対応）



(資料) 総務省『遺留金等に関する実態調査』2023年5月をもとに作成

(注) 回答者は市区町村

（図表4）親族がいない高齢者数の将来推計



(資料) 日本総合研究所推計

【ご照会先】調査部 副主任研究員 岡元 真希子 (okamoto.makiko@jri.co.jp , 080-2406-1838)

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものでありますが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。